

# 六次産業化・地産地消法に基づく 総合化事業計画作成のための ガイドライン

平成27年6月  
食料産業局産業連携課

農林水産省



# 目次

I	はじめに	2
II	総合化事業計画の申請手続	4
	1. 総合化事業計画に係る認定申請書（別記様式第1号）	5
	2. 総合化事業計画（別紙）	
	その1 事業名、申請者等の概要	6
	その2 農林漁業経営の現状	8
	その3 総合化事業の目標	10
	その4 総合化事業の内容	16
	3. 別表	22
III	終わりに	25
	（参考）国の相談窓口	26

このガイドラインは、総合化事業計画の認定申請書の作成に当たり、農林漁業者等の方々からの参考となるよう作成したものです。6次産業化プランナー等6次産業化に取り組む農林漁業者等を応援する方々にも活用していただきたいと思います。

このガイドラインは、そのような方々から頂いた意見を踏まえ、より使いやすいものとなるよう随時改訂していく予定です。

# I はじめに(その1)

農林漁業者の方々は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。いわゆる「六次産業化・地産地消法」)に定める総合化事業を行うに当たり、そのための事業計画を作成して農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業は、①農林漁業経営の改善を図ることを目的とし、②農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、③農林水産物等の価値を高めることを目指したものであるとされています。

総合化事業を行おうとする際には、何を目的としてどのような事業を行おうとするのか、どのような人たちをターゲットとする商品を作るのか、そのために商品が備えるべき価値をどのように生み出すか、その商品を作るために必要な設備や労働力を整えるためにはどれだけの資金が必要で、それをどのようにして調達すればいいのかといった多くの疑問に直面します。

# I はじめに(その2)

総合化事業計画の作成は、そのような疑問に一つ一つ答を出し、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者の方が、目指す経営の姿を作りあげていく過程であるということができます。

このような自問と自答の反復を経て練り上げられた事業計画は、認定を受けた後に事業を実践する際には、目指す目標に向かって進んでいるのかを検証し、必要であればその事業内容を見直すためのツールにもなります。

6次産業化に取り組もうとされる農林漁業者の皆さんが、総合化事業計画の認定を目指して計画作成をされる際に、このガイドラインを活用していただければと思います。

## II 総合化事業計画の申請手続について

以下のページでは、総合化事業計画に係る認定申請書とこれに添付する別紙・別表(以下「認定申請書等」といいます。)について、記載例(赤字)を示しつつ、その作成のポイントと記載上の留意事項(青字)を解説します。

また、用語の意味については、以下に掲げるもののほか、その都度解説します。

- 農林漁業者等・・・農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体(これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含みます。)のことをいいます。総合化事業計画を策定し、認定を申請することができるのは、農林漁業者等のみです。
- 農林水産物等・・・農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいいます。「農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するもの」としては、家畜排せつ物や間伐材などが該当します。

なお、認定申請書等の作成に当たっては、専門用語や特定の地域のみで使われる用語、特定の方にのみ通じる用語は極力避けていただき、平易な表現を心がけてください。やむを得ず、専門用語等を用いる場合には、その意味を注記するなどの工夫をお願いいたします。

# 1 総合化事業計画に係る認定申請書(別記様式第1号)

《記載例》

別記様式第1号(第3条関係)

総合化事業計画に係る認定申請書

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇農政局長 殿

申請者

住所 東京都千代田区霞が関×-×-×

氏名 株式会社霞が関農園

代表取締役 農林 太郎 印

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

《共同申請の場合の記載例》

申請者(代表者)

住所 東京都〇〇区〇-〇-〇

氏名 株式会社〇〇農園  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

申請者(共同申請者)

住所 千葉県〇〇市〇〇町〇-〇

氏名 株式会社〇〇ファーム  
代表取締役 〇〇 〇〇 印

申請者(共同申請者)

住所 埼玉県△△町△-△

氏名 △△ △△ 印

《記載上の留意事項》

【申請年月日】

申請年月日については、事前相談・調整を終え、押印して最終的に提出する日付を記入してください。

【申請先】

申請する農林漁業者等の主たる事務所の所在地を所管する地方農政局長等宛としてください。複数の農林漁業者等が共同して申請する場合は、代表者の主たる事務所の所在地を所管する地方農政局長等宛としてください。

【申請者名】

住所、名称、代表者の役職については、定款・登記事項証明書の記載と同一のものを記載してください。

個人の方で屋号(〇〇農場や△△水産など)を使用している場合は、屋号と個人名の両方を記載してください。

共同申請者がいる場合は、全ての共同申請者について記載してください。また、代表者を最初に記載し、更に各申請者が代表者又は共同申請者のいずれであることがわかるように記載してください。

なお、促進事業者につきましては、別記様式第1号への記載は不要です。

## 2 総合化事業計画(別紙その1:事業名、申請者等の概要)

### 《作成のポイント》

- 「I はじめに」にもお示したとおり、総合化事業を行おうとする際には、何を目的としてどのような事業を行おうとするのか、どのような人たちをターゲットとする商品を作るのか、そのために商品が備えるべき価値をどのように生み出すのかといった取組を行うこととなります。
- 総合化事業の事業名は、このような事業の目的、ターゲットとする顧客や商品の価値の源泉、これを引き出すための工夫といったことが端的に表現されたものとしてください。

### 《記載例》

(別紙)

#### 総合化事業計画

#### 1 事業名

健康志向の方を対象に、調味料や食品添加物を使用しないトマト本来の甘さを引き出すための技術を用いた商品の製造・販売

#### 2 申請者等の概要

##### 申請者 (代表者)

- ①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、
- ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、
- ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月

- ①: 株式会社霞が関農園
- ②: 〒〇-〇東京都千代田区霞が関×-×-×
- ③: 代表取締役 農林 太郎
- ④: 電話番号: 〇3-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
FAX番号: 〇3-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
担当者名: 〇〇部 農林 次郎(\*\*\*\*\*@\*\*)\*\*
- ⑤: 1,000万円
- ⑥: 常時雇用者 〇名、臨時雇用者 〇名
- ⑦: 野菜作農業 (0113)
- ⑧: 3月



《記載上の留意事項》

「1 事業名」

事業名は計画の概要を端的に表すタイトルとしてください。

「2 申請者等の概要」

③【団体の場合はその代表者の氏名】

法人又は団体の場合には、その代表者の役職及び氏名を記載してください。なお、個人の場合は記載は不要です。

④【連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)】

総合化事業の主担当者の所属部署名と氏名を記載してください。なお、代表者が主担当者である場合も同様に、役職と氏名を記載してください。

また、各種情報提供を迅速に行うため、メールアドレスの記載もお願いいたします。

⑤【資本金の額又は出資の総額】

個人の場合は記載は不要です。

⑥【従業員数】

常時雇用者と臨時雇用者について、申請時において現に雇用している人数をそれぞれ区別して記載してください。

常時雇用者とは、雇用契約期間が1年を超える者又は雇用契約期間を定めずに雇われている者であって、事業主や法人の役員は含みません。なお、青色事業専従者及び白色事業専従者については、常時雇用者に含めてください。

臨時雇用者とは、雇用契約期間が1年以下の者です。

なお、組合等の場合には、従業員数に代えて、構成員数や組合員数を記載することとし、何の人数か分かるよう記載してください。

(例:「組合員数30名」、「構成員数10名」)

⑦【業種】

総合化事業で取り組む農林水産物等の生産に係る日本標準産業分類(総務省)に掲げる細分類項目と番号(4桁)を記載してください。

なお、申請者が直接、農林水産物等の生産を行わない場合にあっては、総合化事業において担う役割を踏まえて業種を決定してください。

(農林水産物等の生産を行う事業者の例:野菜作農業(0113)、肉用牛生産業(0122))

(直接、農林水産物等の生産を行わない事業者の例:果実酒製造業(1021)、冷凍水産物製造業(0925))

⑧【決算月】

法人又は団体の場合には、定款・規約で定める決算月を記載してください。なお、個人の場合は、「12月」と記載してください。

※共同申請者及び促進事業者

共同申請者や促進事業者が存在する場合は、同様にそれぞれの欄に記載してください。なお、共同申請者や促進事業者が存在しない場合にあっては、それぞれの「①氏名又は名称」欄に「特になし」と記載してください。

## 2 総合化事業計画(別紙その2:農林漁業経営の現状)

### 《作成のポイント》

- 自らの経営の強みと弱みを理解して事業計画を作成するためには、まず、足下の農林漁業経営の現状を確認しておく必要があります。

### 《記載例》

#### 3 農林漁業経営の現状

(株)霞が関農園では、平成10年に法人化し、水稻を中心とする稲作経営を行ってきたが、米の需要減少により、平成20年から地域の新たな特産品として地元の農業試験場が開発した高糖度トマトの本格栽培を開始した。現在は、水稻4ha、トマト50a(ハウス5棟)のほか、ニンジン1ha、タマネギ1haを生産し、地元の新橋農業協同組合や卸売業者(株)虎ノ門青果へ販売している。

栽培する高糖度トマトについては、地域ブランド「霞が関とまと」(※)として、市場での評価が高まりつつあることから、徐々に面積を拡大しているところであり、今後、取引先からの高い需要を受け、現状の倍となる1haに作付規模を拡大する計画である。

また、外見の問題から生食用では出荷できないトマトを有効活用ため、3年前からトマトジュースへの加工を開始し、地元の直売所で年間約3千本を販売している。

今後、トマト生産の拡大により一定割合(約15%)で発生する規格外品の有効活用と規模拡大により新たに雇用する人員の農閑期における雇用対策が課題になると考えられることから、規格外トマトを活用したトマトジュースの製造拡大のほか、新たな加工品の開発により課題を解決したいと考えている。

#### ＜現状における生産内容＞

高糖度トマト：50a(生食用販売25トン、加工用仕向5トン)

※霞が関とまと～甘みが強く、適度な酸味をもち、果肉の厚さが特徴。

糖度8度以上のものを「霞が関とまと」の名前で販売。ブランド化を図っている。

(参考) <<http://kasumigaseki.tomato.xxx.co.jp>>

《記載上の留意事項》

「3 農林漁業経営の現状」

申請者である農林漁業者等の生産、加工、販売等の農林漁業経営の現状について、「申請者の現況」→「課題」→「解決に向けた考え」という流れで記載してください。

【申請者の現況】

冒頭、申請者である農林漁業者等の全体的な経営の状況（経営内容、面積、販売先等）を記載してください。共同申請の場合は、全ての申請者について、同様に記載してください。

次に、今回、総合化事業で用いる農林水産物等の状況（販売量、販売先、販売内容等）を記載してください。

生産する農林水産物や加工品の評価や効能等について記載する際は、主観的な表現ではなく、客観的又は科学的根拠に基づく記載としてください。

【課題】

総合化事業に取り組むきっかけとなった課題等を記載してください。

【解決に向けた考え】

総合化事業に取り組むきっかけとなった課題等を踏まえ、その解決を図るための考えなどを記載してください。

※ 当欄については、計画作成主体である農林漁業者等の農林漁業経営の現状を記載する欄ですので、促進事業者が存在する場合であっても、促進事業者の経営の現状を記載する必要はありません。

また、申請する総合化事業の具体的内容については、別途記載する欄がありますので、当欄への記載は不要です。

## 2 総合化事業計画(別紙その3:総合化事業の目標)

### 《作成のポイント》

- 総合化事業の目標は、事業を行うことにより実現しようとする目的を掲げ、それを実現するために、いつまでに何をするのかを整理した上で設定することが重要です。例えば、どのような人たちにどのような価値を届けたいのか、その価値を顧客に届けるために、どのような商品を作るのかを考えることが重要です。
- また、顧客に届けたい価値を商品にするだけでは、事業そのものを続けていくことはできません。作った商品を顧客に買ってもらうことにより、売上げを伸ばしていく必要があります。また、事業を更に拡大していくためには、利益を確保する必要があります。このため、目標となる時期とその時点における売上高及び所得を定めます。その際、総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が、実施期間開始時点と比較し、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上、それぞれ目標の時点で増加するように目標を設定してください。また、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体による所得が、実施期間開始時点と比較し、目標の時点で向上し、かつ、目標の時点を含む単年度において売上高が経営費を上回るように目標を設定してください。
- なお、目標の時期までに目標とする売上高や所得を達成するためには、各年度ごとにどのように事業に取り組むのかを検討する必要があります。この点については、「3 別表」において改めて説明します。

### 《記載例》

#### 4 総合化事業の目標

##### (1) 総合化事業全体の目標

生産する高糖度トマト「霞が関とまと」を用いて、トマトゼリー、トマトピューレ、トマトジェラートの開発・製造を行う。

新たに開発する商品については、血糖値が気になる方や健康志向の方をターゲットに、砂糖や塩などの調味料のほか、食品添加物を一切加えない、高糖度トマトの甘みと酸味を生かした商品とし、これを食事療法に取り入れることで、カロリー等の制限が必要であっても、おいしく、無理なく、食生活が少しでも豊かになってほしいという思いで提供したいと考えている。

販売に当たっては、地元の総合病院へ病院給食向けに販売するほか、日本全国の食事制限に悩む方々をメインターゲットとして、新たにホームページを作成し、インターネット販売にも取り組む。

総合化事業の取組により、高糖度トマトの生産拡大により発生する規格外品の価値を高め、5年後の平成32年3月までにトマト関連の売上高を現状(平成27年3月)から0%、同様に農林漁業及び関連事業の所得を0%拡大させるとともに、新たに5名(常雇用2名、臨時雇用3名)の雇用を創出する。

＜記載上の留意事項＞

「4 総合化事業の目標」

(1) 総合化事業全体の目標

農林漁業者等が総合化事業計画の実施により、その事業計画実施期間終了時点において達成しようとする農林漁業経営の姿について、簡潔に記載してください。

※ 当欄については、計画作成主体である農林漁業者等の事業全体の目標を記載する欄ですので、促進事業者が存在する場合であっても、促進事業者の取組を記載する必要はありません。

## 《記載例》

### (2) 農林漁業経営の改善の目標

- ① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高  
現 状 (平成27年3月期)

農林水産物等名 ・ 新 商 品 名	販 売 方 式	売 上 高 (円) [販売数量(kg)×単価(円/kg)]
トマト (霞が関とまと)	新橋農業協同組合 への出荷	6,000,000円 [15,000kg×400円/kg]
	(株)虎ノ門青果 への出荷	4,000,000円 [10,000kg×400円/kg]
ア : 売 上 高 計		10,000,000円

## 《記載上の留意事項》

### 「4 総合化事業の目標」

#### (2) 農林漁業経営の改善の目標

- ① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

#### 【現状】

申請時における「直近の決算期の数値」を記載してください。

なお、申請時点において最初の決算期を迎えず、又は農林漁業へ参入後、まだ農林漁業による売上げがない場合にあっては、当該欄は空欄としてください。

対象となる売上げは、総合化事業に用いられる農林水産物等の売上げとし、これを農林水産物等の種類ごとに区分し、更に販売方式ごとに区分して記載してください。

(既に商品化している商品(例:トマトジュース)や総合化事業に用いない農林水産物等(例:ニンジンやタマネギ)の記載は不要です。)

販売時期等により単価にぶれがある場合には、平均的な単価(又は売上高及び販売数量からの割り戻し単価)を記載してください。

### 《作成のポイント》

- 売上高は、総合化事業に用いられる農林水産物等及び新商品のそれぞれについて、販売単価と販売数量を設定し、掛け算することによって求められます。
- 販売単価については、顧客がその商品に感じる価値や生産コスト、利益を踏まえて設定する必要があります。そのために、6次産業化プランナーやバイヤーといった専門家に相談したり、試験販売を行うといった取組が重要です。
- 販売数量については、販路開拓をしっかりと行うことにより、初めて根拠のある数字を得ることができます。
- このように、売上高の目標は、事前の準備の積み重ねによって意味のあるものとなります。数字上の目標達成のつじつま合わせのために、根拠のない数値を掲げることは絶対に避けてください。

### 《記載例》

目標（平成32年3月期）

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高(円) [販売数量(kg)×単価(円/kg)]
トマト (霞が関とまと)	新橋農業協同組合 への出荷	8,000,000円 [20,000kg×400円/kg]
	(株)虎ノ門青果 への出荷	8,000,000円 [20,000kg×400円/kg]
	インターネット販売	5,000,000円 [10,000kg×500円/kg]
トマトゼリー(90g) ※トマト2,000kg使用 (自社生産分1,500kg) (銀座ファーム調達分500kg)	病院への販売	600,000円 [3,000個×200円/個]
	インターネット販売	900,000円 [3,000個×300円/個]
トマトピューレ(180g) ※トマト4,000kg使用 (自社生産分2,500kg) (銀座ファーム調達分1,500kg)	病院への販売	800,000円 [2,000個×400円/個]
	インターネット販売	1,000,000円 [2,000個×500円/個]

トマトジェラート (120g) ※トマト1,500kg使用 (自社生産分1,000kg) (銀座ファーム調達分500kg)	病院への販売	900,000円 [3,000個×300円/個]
	インターネット販売	1,200,000円 [3,000個×400円/個]
イ：売上高計		26,400,000円

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] 264.0 % (= (イ÷ア) × 100)



## 《記載上の留意事項》

### 【目標】

冒頭の括弧書には、「6 総合化事業の実施期間」における終期を記載してください。

目標となる売上高の設定に当たっては、

- ・ 総合化事業における取組が新商品の開発、生産又は需要の開拓であれば、いつまでにその開発を終え、いつからどれだけの量を生産して販売することになるのか
- ・ 総合化事業における取組が農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入等であれば、いつまでに検討を行い、いつからその方式により始めるのか

という総合化事業の実施期間中の取組の全体スケジュールを念頭に置いて検討するようにしてください。この点については、別表3の記載の留意事項を説明する際、詳しく説明します。

新商品名については、その商品の内容が分かるように記載してください。販売時に付ける固有名詞を記載する際には、商品の内容を括弧書で付記するなどの配慮をお願いします。なお、販売時に付ける固有名詞として、その新商品と同種の商品（その商品を利用する役務を含みます。）について他人がすでに登録した商標と同一の名称や類似した名称を使用することはできないので、特許庁のホームページで確認するなど注意が必要です。

新商品については、その製造に不可欠な原材料の使用量を記載してください。自ら生産した農林水産物等のほかに、他人から農林水産物等を調達して当該原材料とする場合には、調達先ごとに区分して調達した原材料の使用量を記載してください。

売上の増加率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記してください。



## ≪記載例≫

### ② 農林漁業及び関連事業の所得

現 状 (平成27年3月期) (単位：円)

ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	30,000,000
エ：経営費	27,000,000
オ：所得 (ウーエ)	3,000,000

目 標 (平成32年3月期) (単位：円)

カ：農林漁業及び関連事業の売上高	46,000,000
キ：経営費	39,740,000
ク：所得 (カーキ)	6,260,000

→ [所得の増加率] 208.7 % (= (ク÷オ) ×100)

(注) ②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

## ≪記載上の留意事項≫

【②農林漁業及び関連事業の所得 = 売上高 - 経営費(支出)】

経営形態	法人経営	個人
根拠となる書類	損益計算書	a) 青色申告決算書(農業用) b) " (一般用) c) 収支内訳書(農業用) d) " (一般用)
売上高	売上高	収入金額
経営費(支出)	・売上原価 ・販売費・一般管理費	・経費
所得	営業利益 (補助金等を含めることも可)	a) 科目36の数値：差引金額 b) 科目33の数値：差引金額 c) 科目15の数値：専従者控除前の所得金額 d) 科目19の数値：専従者控除前の所得金額

(注)

- 任意組織で統一の経理を行わない場合は、構成員の合計数値。
- 法人経営にあつては、農林漁業及びその関連事業に関する売上高、経営費、所得に限る。

## ≪記載上の留意事項≫

### 「4 総合化事業の目標」

#### (2) 農林漁業経営の改善の目標

##### ② 農林漁業及び関連事業の所得

現状と目標の時期については、「① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」の現状と目標に記載した時期と同じ時期を記載してください。

ここに記載する売上高及び経営費は、農林漁業及び関連事業(農林水産物等の加工又は販売の事業全体)が対象となります。

したがって、①の場合と異なり、総合化事業で用いない農林水産物等(新商品の原材料として利用しない、生鮮で出荷するもの等)や、総合化事業に取り組む以前から引き続き加工・販売している農林水産物等を用いた商品に関しても対象となりますが、農林漁業経営と関連しない事業は、含めないでください。例えば、総合化事業に取り組もうとする農林漁業者等の方が同時に建設業や運送業を営む場合における建設業や運送業に係る売上高及び経営費は含めないようにしてください。

目標となる売上高や経営費の設定に当たっては、①と同様、総合化事業の実施期間中の取組の全体スケジュールを念頭に置いて検討するようにしてください。

所得の増加率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記すること。

## 2 総合化事業計画(別紙その4:総合化事業の内容)

### 《作成のポイント》

- 総合化事業は、農林漁業経営の改善を図るため、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指して行う、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であり、次の①～③に取り組むこととされています。
  - ① 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
  - ② 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
  - ③ ①及び②を行うために必要な施設の改良・取得、新規の作物の導入等の生産の方式の改善
- 「新商品」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品であり、①商品そのものが新しい、②原料が新しい、③製法が新しいのいずれかを満たせば、新商品に該当します。例えば、リンゴでジュースを作っていたのが、新たにリンゴでジャムを作る場合(①)、今まで作っていたジュースの原材料であるリンゴとは別の品種のリンゴを用いて、リンゴジュースを作る場合(②)、商品の種類も原料も変わらないが、食味を改善する、保存期間を延ばすなどの目的で製法を改良する場合(③)が挙げられます。また、商品そのものは変わらず、原料や製法も変更しないが、包装や容量を見直した場合は新商品の需要の開拓に該当します。
- 「新たな販売の方式の導入」とは、認定を受けようとする農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物等について、これまでに用いたことのない販売方式を導入することをいいます。例えば、これまでは生産した農林水産物を農協や市場に卸すのみであったのが、新たに、インターネットを活用した直売を始めるといった場合です。
- 「販売の方式の改善」とは、品質管理の高度化、物流の合理化等、認定を受けようとする農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物について、既に用いている販売の方式を改善することにより収益性の向上を図ることをいいます。例えば、
  - ・ 直売所に栄養士や野菜ソムリエ等の専門知識を有する者が常駐し、対面販売で旬の農産物の調理法や機能性等の情報を提供することにより、販売を拡大する
  - ・ 出荷する生鮮品について、保管方法を改良することにより品質を維持しつつ輸送距離を伸ばし、新たな消費地への出荷を可能とするといった取組が挙げられます。
- また、これまでスーパーマーケットチェーンに卸していた農林水産物等を新たにデパートに卸すという事業は、卸売という販売の方式は変わらないままではありますが、新たにデパートに卸すことにより卸売価格の上昇が望めます。このような場合には、農林水産物等の価値を高め、農林漁業者の所得を向上させることを通じて農林漁業経営の改善を図ることが可能となるため、「販売の方式の改善」に該当すると解釈されることとなります。

- ①及び②を行うために必要な「生産の方式の改善」とは、例えば、どういう商品を作りたいのかを念頭に、加工適性の高い品種やその商品の特性を更に助長することのできる新たな栽培方法を導入することが挙げられます。
- 総合化事業は、農林水産物等の生産と加工・販売を一体的に行う事業活動であり、農林水産物等の安定的な供給なくしては成立しません。このため、③の取組は、①や②と同じくらい重要です。

#### ≪記載例≫

#### 5 総合化事業の内容

##### (1) 実施内容

##### ① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

既存商品であるトマトジュース以外の商品開発に向けて検討していたところ、糖尿病と診断された知人から食事制限の苦労話を聞いたことをきっかけに、高糖度トマトの甘みと酸味を生かした商品開発を着想した。

開発する新商品は、砂糖や塩などの調味料のほか、食品添加物を一切加えない、素材そのものの甘みと酸味が最大の特徴で、血糖値の急激な上昇が抑えられるよう食物繊維が豊富な皮や果肉を生かした商品開発を行っており、昨年から、地元の日比谷総合病院（1,000床）の管理栄養士の協力を得て、トマトゼリー、トマトピューレ、トマトジェラートを商品化することとした。

新商品の製造に当たり、霞が関加工食品技術センターから技術指導を受け、栄養素を破壊せず、皮も柔らかく加工できる〇〇方式を用いて食物繊維が豊富な皮や果肉を生かした口当たりのよい商品となるよう工夫する。

新商品のパッケージデザインは、商品の特徴を強調し、消費者が手に取りやすいものとするよう、(有)有楽町デザインに協力を仰ぐこととしている。

販売単価については、病院給食用に納入の内諾を得ている日比谷総合病院を含む複数の病院の給食用食材調達の担当者に調査を行い、更に、製造原価と中小企業統計における食品製造業の営業利益率を参考に設定した。他社の同種の商品単価と比較すると、1割程度割高であるが、当社の商品は国産のトマトを使用しており、食品添加物を使用しないなどの商品訴求力から、十分販売が可能な価格設定であると考えている。

平成27年度は引き続き、日比谷総合病院と霞が関加工食品技術センターの協力の下、商品開発を進め、栄養指導を受ける外来患者を対象に試食会を行い、そこで得られた意見を商品化する製品に反映させる。また、千代田区霞が関にある自社のトマトジュース加工施設を改築し、新商品の製造設備を整備し、本格生産に向けた体制を整える。（処理能力：〇トン/年間）

平成28年度からは新商品の本格生産を開始し、日比谷総合病院へ販売するとともに、インターネット販売を行うため、自社のホームページを作成する。インターネット販売については、日比谷総合病院の協力の下、外来患者へ宣伝するほか、ヘルスケア雑誌（月刊〇〇）への広告掲載を毎年2回行う。

平成29年度以降は、さらなる販路の拡大を目指し、近隣の病院への営業活動や、健康関連媒体への広告掲載に取り組む。

なお、商品の製造に当たり、不足する原材料（トマト）については、地域で高糖度トマトの生産に取り組む(株)銀座ファームから調達する（目標年度2,500kg）。

また、新商品の製造・販売の拡大に伴い、新たに正社員1名と繁忙期（7月～10月）にパート2名を雇用する予定である。

## ＜記載上の留意事項＞

### 「5 総合化事業の内容」

#### (1)実施内容

##### ① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

総合化事業により今までよりも高い所得を得るためには、顧客に受け入れられるよう商品に込める価値を高める、また、経費が収益を圧迫しないようにするためのコスト管理を行うなどの取組が重要です。

このため、①の取組であれば、例えば以下のように、新商品の開発・生産・販売の各段階でどのような工夫を行うのかを具体的に記載する必要があります。

- ・ 開発段階であれば、既存商品の情報収集を行う、顧客ニーズを把握するために市場調査を行う、試作により技術的な課題を明らかにし、必要に応じて専門家の助言を仰ぐなどして解決策を立てる
- ・ 生産段階であれば、新商品にとって不可欠な原材料となる農林水産物等の確保が可能な生産体制、面積、技術等を持ち合わせているのかを記載する。さらに、確保することのできる原材料の量に見合った加工施設の規模を検討し、合理的な設備投資を行う
- ・ 販売段階であれば、商品の価値を伝えたい顧客を念頭に販売先を開拓し、それにふさわしい流通チャネルを決定する

記載する際は、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」を明らかにしてください。

新商品の原材料となる農林水産物等は、原材料として不可欠なものであることを明らかにしてください。

新商品名については、4の(2)の①の目標欄に記載する新商品名と同じ記載としてください。

新商品の開発等に当たり、不可欠な原材料の生産体制や確保する方法等を記載するとともに、当該原材料の一部を他者から調達する場合や製造・販売等において他者の協力を仰ぐ場合は、その内容を詳しく記載してください。また、協力を求める相手方からあらかじめ内諾を得ることが望ましく、内諾を得た場合はその旨も記載してください。

なお、総合化事業の内容が文章だけでは判りにくい場合は図や画像を挿入してかまいません。



## ≪記載例≫

### ② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

平成29年度から「霞が関とまと」のインターネット販売に取り組むことにより、これまでの市場出荷よりも売上げを向上させるようにする。販売に当たっては、自慢のトマトが持つ甘みや酸味の特徴を最大限、味わってもらうよう、新商品開発で協力いただいた管理栄養士による低カロリー、減塩等にこだわったメニューレシピを掲載し、加工商品の購入者をメインに販売を行う。

## ≪記載上の留意事項≫

### 「5 総合化事業の内容」

#### (1)実施内容

#### ② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

②の取組については、直売の導入による流通過程の合理化、輸送の長さにかかわらず品質を保持するための冷蔵技術の開発、輸出による海外市場の開拓といった取組を具体的に記載する必要があります。

記載する際は、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」を明らかにしてください。

また、導入又は改善を行う販売方式について、これまでに用いたことのない新たな方式であることや、既存の販売方式のどのような点を改善して収益性が向上するのかなどがわかるように記載してください。

なお、この欄については、農林水産物等が対象となるため、新商品の販売に関する内容は①で記載してください。

## ≪記載例≫

### ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

皮や果肉が柔らかい、加工に向けたトマトの安定生産を行うため、霞が関農業試験場に相談し、〇〇栽培方法を取り入れることとする。この栽培方法は、栽培ハウス内を加温するとともに、二酸化炭素と光を供給することで、光合成を促進し、早く大きく育てて、皮の成長が未熟なうちに収穫するものである。

栽培については、当該技術を確立している霞が関農業試験場の研究員から指導を受けて実施することとし、加温や二酸化炭素、光の供給を行うための設備は、太陽光パネルやヒーターなどリース方式で導入・設置し、生産コストの低減も図ることとする。

霞が関トマトの生産拡大により、新たに正社員1名と繁忙期（5月～8月）にパート1名を雇用する予定である。

## ≪記載上の留意事項≫

### 「5 総合化事業の内容」

#### (1)実施内容

#### ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

③の取組については、新商品の生産や農林水産物等の販売方式の導入等を行うために必要な農林漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、土地、水等の資源を有効活用した生産方式の導入等の取組を具体的に記載する必要があります。

記載する際は、「いつ」「どこで」「誰が」「何を」「どのように」を明らかにするとともに、①及び②の取組との関連性がわかるように記載してください。

## 《作成のポイント》

- 総合化事業は、農林水産物の生産に止まらず、その加工又は販売と一体的に行う事業活動であり、加工と販売に関する専門的な経験を蓄積した人材との連携が有効です。
- また、生産段階においても、新商品の加工に適する品種を導入するなどの工夫が必要となる場合があります、例えば県の普及センターや大学等試験研究機関に協力を仰ぐことが有効です。
- このように、実施体制を構築する際には、異業種や、自治体、大学等試験研究機関との連携に積極的に取り組むことが重要であり、農業試験場に相談し、助言を受けて問題が解決した事例も実際にあります。
- また、全国に6次産業化サポートセンターが設置されており、6次産業化に取り組む方に対してプランナーを派遣し、事業上の課題の解決に事業者と一緒に取り組んでいます。ぜひ活用してください。

## 《記載例》

### (2) 実施計画

#### ① 実施体制

責任者：農林 太郎（（株）霞が関農園 代表取締役）

商品開発：農林 次郎（（株）霞が関農園 商品開発担当）

新商品開発に当たり、日比谷総合病院（栄養管理室）に協力を仰ぐ。

新商品のパッケージデザインに（有）有楽町デザインに協力を仰ぐ。

加工場：農林 花子（（株）霞が関農園 加工品製造担当）

新商品の製造に当たり、霞が関加工食品技術センター（農産物加工担当）に協力を仰ぐ。

販売促進（HP管理）：農林 三郎（（株）霞が関農園 営業担当）

原料生産：農林 太郎（（株）霞が関農園 代表取締役）

原料となるトマトの生産技術支援のため、霞が関農業試験場（施設野菜研究室）に協力を仰ぐ。

原料調達：（株）銀座ファーム 代表取締役 ○○ ○○（製造拡大に伴い不足する高糖度トマトの調達先）

② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容（別表1）

③ 特例措置（別表2）

④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表3）

### 6 総合化事業の実施期間

平成27年11月1日～平成32年3月31日

## 《記載上の留意事項》

### 「5 総合化事業の内容」

#### (2) 実施計画

##### ①【実施体制】

総合化事業で取り組む内容に沿って役割分担を明確にして記載してください。

なお、実施体制については、組織図等の添付をもって記載に代えることも可能ですが、その場合においても、各々の役割分担は明確にしてください。

※ ②から④までについては、それぞれ別表1から3までと記載が重複するので、認定申請書に改めて記載する必要はありませんが、総合化事業の用に供する施設を整備する場合には別表1を、農業改良資金通法等、農地法その他法律の特例の適用を受けようとする場合には別表2を、それぞれ作成する必要があります。また、別表3については、全ての申請者に作成していただく必要があるので御注意ください。また、総合化事業の用に供する施設を整備しない場合及び農地法その他法律の特例の適用を受けない場合には、②及び③にそれぞれ「該当なし」と記載してください。

### 「6 総合化事業の実施期間」

総合化事業計画の実施の始期と終期を記載してください。実施期間は5年以内としてください。

なお、地方農政局等が行う認定申請書等の内容の審査を終えてはじめて認定の可否が明らかになることから、認定より前の時点を始期として設定することはできません。

終期(目標)については、毎年度、総合化事業計画の実施状況(売上高や所得等)を報告していただく必要があることから、決算期を踏まえて設定することが望ましいと考えます。

記載例は、3月期決算の事業者が平成27年10月末に認定を受けるという想定に基づいた記載例です。

### 「添付が必要な書類」

法人: 定款、最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書(付属明細含む。)の各写し

任意団体: 規約、最近2期間の事業報告書、財務状況の把握が可能な財務関係書類(存在しない場合は各構成員の確定申告書)の各写し

個人: 確定申告書、青色決算申告書又は収支計算書

# 3 別表

## 《作成のポイント》

- 別表1は総合化事業の用に供する施設の整備の内容を明らかにした書類、別表2は各種法律の特例措置を活用する際に作成する書類、別表3は総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を整理した書類です。
- 別表1及び2については、施設整備を行う場合や、特例措置を活用する場合に作成が必要となりますが、ここでは、申請に当たって作成が必須となる別表3について、作成する際の留意事項を説明します。
- 事業の裏付けとなるのは資金調達であり、目標に向かって着実に事業を進めていけるようにするため、現実的な資金調達計画が必要です。

## 《記載例》

(別表3)

総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	1年後 (28年3月期)	2年後 (29年3月期)	3年後 (30年3月期)	4年後 (31年3月期)	5年後 (32年3月期)
①設備投資額	5,000				
②運転資金額	9,600	13,600	19,220	19,600	20,120
③資金調達額合計 (①+②)	14,600	13,600	19,220	19,600	20,120
自己資金	6,100	8,600	19,220	19,600	20,120
借入金	7,000	5,000			
うち					
農業改良資金等					
その他	(¥銀行) 7,000	(農業改良資金) 5,000			
補助金等	(〇〇整備事業) 1,500				
その他					

## 《記載上の留意事項》

### 【設備投資額】

総合化事業を実施するに当たり、必要な施設、設備、土地の取得等の費用を記載してください。

### 【運転資金額】

総合化事業を実施するに当たり、必要となる設備投資額以外の費用(材料費、労務費等の諸経費(減価償却費を除く。))を記載してください。

### 【自己資金】

総合化事業の実施により得られる売上高及び前期から繰り越された余剰資金等の根拠を有する金額を記載してください。

### 【借入金】

法律の特例である農業改良資金、林業・木材産業改善資金又は沿岸漁業改善資金の活用を予定する場合は「農業改良資金等」の欄に、他の制度融資や民間金融機関等から借り入れる場合は「その他」の欄に、それぞれその内容と各決算期ごとに借り入れた延べの金額を記載してください。

### 【補助金等】

計画申請時点で活用を予定する補助事業等の名称及び金額(補助分)を記載してください。なお、この欄への記載をもって、その補助金等の交付を保証するものではありません。

ネットワーク活動整備交付金の活用を予定している場合には、融資残補助となることから、借入金の欄との整合性に注意してください。

### 【その他】

農林漁業成長産業化ファンドからの出資その他上記以外からの調達資金額を記載してください。



《作成のポイント》

- 総合化事業は、事業を行うことにより実現しようとする目的を掲げ、それを実現するために、いつまでに何をするのかを整理した上で設定された目標に向かって進めていく必要があります。
- そのためには、事業実施期間中における各年度ごとの取組内容を具体化した上で、それぞれの取組の段階ごとに発生する費用と生ずる売上げを見積もる必要があります、これにより、各年度ごとに必要となる設備投資額と運転資金額が明らかになります。
- そして、これを賄うに足りるだけの自己資金や借入金、補助金等の目途が立つのかを検討し、仮に事業に必要と見積もった資金の額に対して調達が可能と見込まれる金額が不足する場合には、事業の内容を練り直すことが必要となり、この過程を通じて、総合化事業計画の「4 総合化事業の目標」に掲げた売上高や経費の額が精査されていくこととなります。
- このため、別表3の作成に当たっては、その裏付けとなる、事業の取組を各段階ごとに時系列に沿って整理したスケジュール表や各事業年度ごとの売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益等の見通しを整理した計画も併せて作成することが望ましいと考えます。以下に、その一例を示します。総合化事業計画を作成する際に御活用ください。

### 参考① 事業実施期間の収支計画の記載例

(1) 総合化事業計画に係る売上計画

	(単位 千円)					
	現状 (27年3月期)	1年後 (28年3月期)	2年後 (29年3月期)	3年後 (30年3月期)	4年後 (31年3月期)	5年後 (32年3月期)
①売上高	10,000	12,000	18,250	25,275	25,750	26,400
②売上原価	6,000	7,200	10,950	15,165	15,450	15,840
③売上総利益(①-②)	4,000	4,800	7,300	10,110	10,300	10,560
④販売費及び一般管理費	2,000	2,400	3,650	5,055	5,150	5,280
⑤経営費(②+④)	8,000	9,600	14,600	20,220	20,600	21,120
⑥所得(①-⑤) (営業利益)	2,000	2,400	3,650	5,055	5,150	5,280

(2) 事業者全体での売上・経営計画

	(単位 千円)					
	現状 (27年3月期)	1年後 (28年3月期)	2年後 (29年3月期)	3年後 (30年3月期)	4年後 (31年3月期)	5年後 (32年3月期)
①売上高	30,000	31,872	37,868	44,875	45,350	46,000
②売上原価	21,000	22,104	25,662	29,865	30,150	30,540
③売上総利益(①-②)	9,000	9,768	12,204	15,010	15,200	15,460
④販売費及び一般管理費	6,000	6,374	7,573	8,975	9,070	9,200
⑤経営費(②+④)	27,000	28,478	33,235	38,840	39,220	39,740
⑥所得(①-⑤) (営業利益)	3,000	3,394	4,631	6,035	6,130	6,260
⑦雑収入(補助金等に限り 個人の場合は内数、法人等 の場合は外数)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
(参考)商品開発費	400	400				

※ 総合化事業計画の認定を共同で申請する場合において参考①を活用する際には、各申請者ごとに作成すること。

### 参考② 総合化事業計画の進行予定表の記載例

		現状 (27年3月期)	1年後 (28年3月期)	2年後 (29年3月期)	3年後 (30年3月期)	4年後 (31年3月期)	5年後 (32年3月期)		
生産部門	農産物名	項目	面積・原料供給計画 (単位: a、kg)						
			経営規模	50a	60a	80a	100a	100a	100a
			生産量	30,000kg	36,000kg	48,000kg	60,000kg	60,000kg	60,000kg
			生鮮販売量	25,000kg	30,000kg	40,000kg	50,000kg	50,000kg	50,000kg
			加工向	5,000kg	6,000kg	8,000kg	10,000kg	10,000kg	10,000kg
			仕入				1,000kg	1,500kg	2,500kg
	トマト	経営規模							
		生産量							
		生鮮販売量							
		加工向							
		仕入							
		経営規模							
生産部門	農産物名	項目	面積・原料供給計画 (単位: a、kg)						
			経営規模						
			生産量						
			生鮮販売量						
			加工向						
			仕入						
新商品開発・新たな販売方式	新商品名(販売方式)		計画進行予定						
	トマト (インターネット販売)			HP作成					
				HP掲載レシピ開発		インターネット販売			
	トマトゼリー	試作品開発		HP作成		インターネット販売			
		製造設備整備				病院への販売			
	トマトピューレ	試作品開発		HP作成		インターネット販売			
		製造設備整備				病院への販売			
	トマトジェラート	試作品開発		HP作成		インターネット販売			
		製造設備整備				病院への販売			
						健康雑誌等への掲載			

### III 終わりに

「Ⅰ はじめに」でお示したように、総合化事業計画は農林漁業者の方々の自問と自答の反復を経て作成されたものであるとしても、そこに掲げられたとおりに事業が進むとは限らず、定めた目標がそのまま達成されるとも限りません。

例えば、

- ・ 量産品の生産段階で、連携する原料生産者からの原料供給が滞ることにより、予定していた数量の新商品生産ができなくなった
- ・ 同じコンセプトの新商品を低価格で大量に生産する競合他社が参入し、自社の販売量が思ったほどに伸びなかった

などの予期しない問題が発生することにより、新商品の売上げが当初の見込みに届かなかったということがありえます。

このような場合には、当初の事業計画を考えていた時点に立ち返りながら、何が上手くいき、何が上手くいかなかったのかの要因をよく考えた上で、事業の進め方を工夫していただきたいと思います。

なお、事業計画の変更認定が必要な場合もありますので、最寄りの地方農政局等に御相談ください。

## (参考) 国の相談窓口

北海道農政事務所 農政推進部 経営・事業支援課 011-642-5485  
(北海道を担当)

東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 022-221-6146  
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 048-740-5290  
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 076-232-4233  
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 052-746-1215  
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 075-414-9024  
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 086-224-9415  
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 096-211-9319  
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課 098-866-1673  
(沖縄県を担当)

農林水産省 食料産業局 産業連携課 (企画・検証班)

03-3502-8246

<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>